

第8章 公共交通の利便性の増進等に向けた取り組み(第4章から 第7章までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業 に関する事項)

8-1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 現状分析

2地区ともJR・静岡鉄道の鉄道2路線とバスターミナルを擁する交通結節点であり、それらの公共交通を利用した来街者が多いことから、公共交通のさらなる利便性向上が求められる。その一方で、マイカーや自転車での来街者も多く、多様な交通モードを受け入れる環境づくりも必要である。また、静岡地区では町人町エリアと御伝鷹エリアが御幸町通りで分断され、清水地区では清水駅西口と東口がJR線路で分断されているとともに、清水駅～新清水駅～ウォーターフロント日の出地区が離れており、徒歩を中心に区域内を回遊できる環境づくりが求められる。特に清水地区においては、隣接する観光地との繋がりの強化も求められる。前計画において、静岡地区ではしづマチ地下道内装工事等を実施し、清水地区では清水駅西土地区画整理事業等を実施した。

それら過去の取り組みの積み重ねにもかかわらず、1-5「中心市街地の状況」記載のとおり、まちの活力が減退傾向にある現状においては、“わくわく ドキドキ”と楽しさ・豊かさを享受し、“てくてく らくらく”と回遊・滞在できるまちとなるよう、更に公共交通の利便性の増進等を図ることが求められる。

(2) フォローアップの方策

第8章に位置付けた各事業については、計画期間中毎年度事業の進捗状況を確認し、必要に応じて計画の変更や事業の改善等を行う。

8-2 具体的事業の内容

【静岡地区】

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置に関する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を実現す るための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
115-1 事業名 静岡鉄道新車両導入 事業 内容 2地区を結ぶ静岡鉄道静岡清水線において、情報提供用液晶画面、車いす・ベビーカー用スペース、高効率モーター等を備えた新車両全24両(12編成)の導入 実施時期 H27~	静岡鉄道株式会社	重点機能「交通」の充足に向けた事業である。 2地区を小回り良く結び、市民の日常の足として利用されている静岡鉄道の車両は、供用開始から40年が経過し、老朽化が進んでいる。同鉄道の車両を新たに導入し、バリアフリー化、快適性の向上、環境負荷の軽減、剛性の強化等を実現し、公共交通便利性の向上や2地区間の往来の向上を図ることが求められる。	支援措置 地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通バリア解消促進等事業) 支援措置実施時期 H27~	
116-1 事業名 しづてつジャストラ イン低床バス導入事 業 内容 乗合バス車両(337 両)の低床化 実施時期 H11~	しづてつジャストラ イン株式会社	重点機能「交通」の充足に向けた事業である。 静岡駅北口や新静岡駅にバスターミナルを擁する静岡地区においては、バスは市民の日常の足として大変重要な交通手段である。中心市街地への交通アクセスを向上させ、来街者の増加によるにぎわい創出や地域経済活性化を図るためにも、高齢者や障がい者にも利用しやすいバスの環境整備を推進することが求められる。	支援措置 地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通バリア解消促進等事業) 支援措置実施時期 H24~	

<p>12-3</p> <p>事業名 御伝鷹エリア共通駐車場システム「御伝鷹にとめざー」構築事業【再掲】</p> <p>内容 御伝鷹エリア（御幸町、伝馬町、鷹匠一丁目）の大型店・商店街・個店・民間駐車場等で利用できる共通駐車場システムの構築</p> <p>実施時期 H27～</p>	<p>御伝鷹 まちづ くり株 式会社、 御幸町 発展会、 伝馬町 発展会、 鷹匠一 丁目商 業発展 会 等</p>	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられ、また重点機能「交通」の充足に向けた事業である。コンパクトシティの実現を図り、徒歩・自転車や公共交通機関での来街を推進するところだが、相対的にマイカーでの来街が多い現状においては、多様な来街手段を受け入れる環境の整備が必要である。特に、マイカーでの来店が多い大型店や商店街・個店、民間駐車場等で利用でき、市民・来街者にとって利便性が高く、商業・交通事業者にとって有益な駐車場システムの構築を図ることが求められる。</p>	<p>支援措置 地域商業自立促進事業</p> <p>支援措置実施時期 H27 自立促進調査分析事業 H28 自立促進支援事業</p>	
<p>117-1</p> <p>事業名 静岡鉄道施設耐震対策推進事業</p> <p>内容 静岡鉄道静岡清水線の重要な橋梁（古庄国道橋、栗原跨線橋）の耐震化</p> <p>実施時期 H27～H30</p>	<p>静岡鉄道株式会社</p>	<p>重点機能「交通」の充足に向けた事業である。 2地区を小回り良く結び、市民の日常の足として使用されている静岡鉄道の橋梁は、建設後50年が経過し、老朽化が進んでいる。今後も2地区的往来を安全に行うためには、早急な耐震対策が必要である。また、同橋梁は、災害時の緊急輸送路である“国の大動脈”国道1号及びJR東海道線上に架かっている。東南海トラフ地震などの大規模災害の発生が予想される中、災害時の避難・救護活動、緊急支援物資の輸送等を円滑に実施するためにも、早急な耐震対策が求められる。</p>	<p>支援措置 鉄道施設総合安全対策事業</p> <p>支援措置実施時期 H27～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他
<p>118-1</p> <p>事業名 観光自転車ネットワーク事業（レンタサイクル運営事業）</p> <p>内容 市内各所におけるレンタサイクルの貸与</p>	<p>静岡市 觀光自 転車ネ ットワ ーク協 議会</p>	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。 静岡市は平坦な土地が広がり、坂が少ない地勢的特徴を有する。その特徴を活かし、中心市街地内はもとより、中心市街地から周辺観光地へ赴</p>		

実施時期 H25~		く際など、自転車による回遊を促進することが求められる。		
119-1 事業名 サイクルトレイン運行事業 内容 自転車を持ち込む臨時電車の運行 実施時期 H16~	静岡鉄道株式会社	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡市は平坦な土地が広がり、坂が少ない地勢的特徴を有する。その特徴を活かし、中心市街地内はもとより、居住地から中心市街地への来街や、中心市街地から周辺観光地へ赴く際など、自転車による回遊を促進することが求められる。特に、自転車を持ったまま公共交通で来街し、あるいは2地区間を往来し、にぎわいの創出や消費喚起を図ることは有用である。</p>		
120-1 事業名 ちびまる子ちゃんラッピング電車運行事業 内容 静岡鉄道静岡-清水線における地域資源アニメキャラクターのラッピング電車の運行（日に 13 本程度） 実施時期 H27~28	株式会社エヌ・パルスドリーム・プラザ、静岡鉄道株式会社	<p>重点機能「交通」の充足に向けた事業である。</p> <p>静岡市・清水地区的地域資源であるアニメキャラクターを活かし、国内外からの来街を促すことによって、にぎわいの創出や地域経済の活性化を図ることが求められる。特に、地域資源アニメに親しむことのできる電車を運行し、2地区間の往来を促し、回遊性の向上を図ることは有用である。</p>		
121 事業名 駿府浪漫バス運行事業 内容 静岡地区内を周回するバスの運行（毎日 10 時～18 時を 30 分間隔で運行、大人 100 円こども 50 円） 実施時期 H12~	しづてつジヤストライン株式会社	<p>重点機能「交通」の充足に向けた事業である。</p> <p>コンパクトシティの実現を図り、徒歩や公共交通機関での回遊を推進することが求められる。特に、来街者の利便性向上や観光振興に向け、静岡地区内の商業・観光・交通等の各拠点を細かく結ぶ周回バスの運行は有益である。</p>		
122 事業名 中心市街地お買物シ	静鉄ブロバティマネジメン	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられた事業である。</p> <p>コンパクトシティの実現を</p>		

<p>ヤトルバス運行検討事業</p> <p>内容 新静岡セノバ・新静岡駅・バスターミナル～静岡伊勢丹～静岡駅・バスターミナル等を周回するシャトルバスの運行検討</p> <p>実施時期 H28～</p>	<p>株式会社、株式会社 静岡伊勢丹</p>	<p>図り、徒歩や公共交通機関での回遊を推進することが求められる。特に、商都と称される静岡地区においては、来街者の利便性向上や消費喚起に向け、地区的商業機能の中軸である大型店や交通結節点を結ぶ周回バスの運行は有益である。</p>	
<p>123-1</p> <p>事業名 清水エスパルスホームゲームシャトルバス運行事業</p> <p>内容 清水エスパルスホームゲーム開催時に静岡地区～スタジアム（日本平）～清水地区を結ぶシャトルバスの運行</p> <p>実施時期 H21～</p>	<p>しづてつジヤストライン株式会社</p>	<p>重点機能「交通」の充足に向けた事業である。 2地区一体的な活性化を推進するためには、地域資源を活用し、2地区の回遊・連携を図ることが求められる。静岡市のホームタウンチーム・清水エスパルスのホームゲーム開催時に、静岡地区～スタジアム（日本平）～清水地区をシャトルバスで繋ぎ、アウエイチームサポーター（市外からの来街者）を含め、1万人を超える観戦者が2地区間を回遊し得る事業を推進することは有用である。</p>	
<p>124</p> <p>事業名 松坂屋静岡店第一パーキング立体駐車場等建替事業</p> <p>内容 松坂屋静岡店第一パーキング等の建替（敷地面積：514m²、延面積 2,666m²、階数：地上4階、駐車台数：142台（建替前 153台））</p> <p>実施時期 H27～28</p>	<p>株式会社 大丸 松坂屋 百貨店</p>	<p>重点機能「交通」の充足に向けた事業である。 コンパクトシティの実現を図り、徒歩・自転車や公共交通機関での来街を推進するところだが、相対的にマイカーでの来街が多い現状においては、多様な来街手段を受け入れる環境の整備が必要である。特に、マイカーでの来店が多い大型店において、市民・来街者にとっても利便性の高い適切な駐車場の整備を図ることは有益である。</p>	
<p>125</p> <p>事業名 静岡市中心街駐車場案内システム「おまちくーる」運営事業</p> <p>内容 静岡地区中心市街地の駐車場に関する情報を、市民・来街者</p>	<p>公益財団法人 静岡市まちづくり公社</p>	<p>重点機能「交通」の充足に向けた事業である。 コンパクトシティの実現を図り、徒歩・自転車や公共交通機関での来街を推進するところだが、相対的にマイカーでの来街が多い現状においては、多様な来街手段を受け入れる環境の整備が必要である。</p>	

がスマートフォン等で享受できるシステムの運営		る。特に、地区内の商店街・大型店の契約駐車場の位置や満空情報、車高、営業時間、左ハンドル可否等の条件検索が可能なシステムの運用を図ることは有益である。		
実施時期 H24~				

126	静岡鉄道株式会社	重点機能「交通」の充足に向けた事業である。 商都静岡の再興を図るには、来街者が便利で有利に買い物を楽しむ環境を整備し、より多くの誘客を図ることが必要である。公共交通ICカードの機能を強化し、買い物時等広く地域で利用できる機会を増強することによって、交通利便性向上はもとより、地域商業振興やコミュニティ活性化を推進することは有用である。		
事業名 交通系ICカード「ルルカ」の地域カード化検証事業				
内容 公共交通ICカードの機能強化による地域コミュニティ活性化等の効果検証				
実施時期 H26~				

【清水地区】

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置に関する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他事項
115-2 事業名 静岡鉄道新車両導入事業【再掲】 内容 2地区を結ぶ静岡鉄道静岡清水線において、情報提供用液晶画面、車いす・ベビーカー用スペース、	静岡鉄道株式会社	重点機能「交通」の充足に向けた事業である。 2地区を小回り良く結び、市民の日常の足として利用されている静岡鉄道の車両は、供用開始から40年が経過し、老朽化が進んでいる。同鉄道の車両を新たに導入し、バリアフリー化、快適性の向上、環境負荷の軽減、剛性の強化等を実現し、公共交通利	支援措置 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業） 支援措置実施時期 H27~	

高効率モーター等を備えた新車両全24両(12編成)の導入		便性の向上や2地区間の往来の向上を図ることが求められる。		
実施時期 H27～				
116-2 事業名 しづてつジャストライン低床バス導入事業【再掲】 内容 乗合バス車両(337両)の低床化 実施時期 H11～	事業名 しづてつジャストライン株式会社	<p>重点機能「交通」の充足に向けた事業である。</p> <p>静岡駅北口や新静岡駅にバスターミナルを擁する静岡地区においては、バスは市民の日常の足として大変重要な交通手段である。中心市街地への交通アクセスを向上させ、来街者の増加によるにぎわい創出や地域経済活性化を図るためにも、高齢者や障がい者にも利用しやすいバスの環境整備を推進することが求められる。</p>	支援措置 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業)	支援措置実施時期 H24～
117-2 事業名 静岡鉄道施設耐震対策推進事業【再掲】 内容 静岡鉄道静岡清水線の重要橋梁(古庄国道橋、栗原跨線橋)の耐震化 実施時期 H27～H30	事業名 静岡鉄道株式会社	<p>重点機能「交通」の充足に向けた事業である。</p> <p>2地区を小回り良く結び、市民の日常の足として使用されている静岡鉄道の橋梁は、建設後50年が経過し、老朽化が進んでいる。今後も2地区的往来を安全に行うためには、早急な耐震対策が必要である。また、同橋梁は、災害時の緊急輸送路である“国の大動脈”国道1号及びJR東海道線上に架かっている。東南海トラフ地震などの大規模災害の発生が予想される中、災害時の避難・救護活動、緊急支援物資の輸送等を円滑に実施するためにも、早急な耐震対策が求められる。</p>	支援措置 鉄道施設総合安全対策事業	支援措置実施時期 H27～
127 事業名 静岡鉄道新清水駅バリアフリー化推進事業 内容 静岡鉄道新清水駅のバリアフリー化(電車とホームの段差解消) 実施時期 H29	事業名 静岡鉄道株式会社	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>バリアフリー新法の基本方針によって、1日の乗降客数が3,000人以上の鉄道駅は、H32年度までにバリアフリー化を図ることとされている。市民の日常の足や観光客の移動手段として利用されている静岡鉄道新清水駅のバリアフリー化を推進し、高齢化社会に対応した安心・安全で</p>	支援措置 地域公共交通確保維持改善事業	支援措置実施時期 H29

		快適な環境を創出することは有用である。	
--	--	---------------------	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他
128 事業名 ちゅり三保号Ⅱ運営事業 内容 清水港（江戸乗り場、日の出乗り場）～三保半島へ通じ、自転車を持ち込む水上バスの運行等 実施時期 H25～	株式会社エスパルスドリームフェリー	<p>中軸施策「徒步・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>清水地区に隣接する三保松原は、風光明媚な全国有数の景勝地であり、羽衣伝説と相まって、これまで市内外から多くの観光客を集めましたが、H25に世界文化遺産の登録を受けたことによって、より多くの観光客を国内外から集めるようになった。観光を最重点機能とする清水地区において、三保松原との連携・回遊を強化し、観光客の流入を促すことが求められる。また、三保松原へ通じる道路の渋滞緩和等を図るためにも、海上ルートの活用を図ることは有用である。</p>		
118-2 事業名 観光自転車ネットワーク事業（レンタサイクル運営事業）【再掲】 内容 市内各所におけるレンタサイクルの貸与 実施時期 H25～	静岡市観光自転車ネットワーク協議会	<p>中軸施策「徒步・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡市は平坦な土地が広がり、坂が少ない地勢的特徴を有する。その特徴を活かし、中心市街地内はもとより、中心市街地から周辺観光地へ赴く際など、自転車による回遊を促進することが求められる。</p>		
119-2 事業名 サイクルトレイン運行事業【再掲】 内容 自転車を持ち込む臨時電車の運行 実施時期 H16～	静岡鉄道株式会社	<p>中軸施策「徒步・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡市は平坦な土地が広がり、坂が少ない地勢的特徴を有する。その特徴を活かし、中心市街地内はもとより、居住地から中心市街地への来街や、中心市街地から周辺観光地へ赴く際など、自転車によ</p>		

		る回遊を促進することが求められる。特に、自転車を持ったまま公共交通で来街し、あるいは2地区間を往来し、にぎわいの創出や消費喚起を図ることは有用である。		
120-2	事業名 ちびまる子ちゃんラッピング電車運行事業【再掲】 内容 静岡鉄道静岡-清水線における地域資源アニメキャラクターのラッピング電車の運行（日に13本程度） 実施時期 H27~28	株式会社エスパルスドリームプラザ、静岡鉄道株式会社	中軸施策「“清水のタカラ・チカラ”の積極活用」に位置付けられた事業である。 静岡市・清水地区的地域資源であるアニメキャラクターを活かし、国内外からの来街を促すことによって、にぎわいの創出や地域経済の活性化を図ることが求められる。特に、地域資源アニメに親しみことのできる電車を運行し、2地区間の往来を促し、回遊性の向上を図ることは有用である。	
129	事業名 エスパルスドリームプラザ無料シャトルバス運行事業 内容 エスパルスドリームプラザ～新清水駅～清水駅・バスターミナル等を周回するシャトルバスの運行 実施時期 H11～	株式会社エスパルスドリームプラザ	中軸施策「清水の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられた事業である。 コンパクトシティの実現を図り、徒歩や公共交通機関での回遊を推進することが求められる。特に、商業機能が大きく減退傾向にある清水地区においては、来街者の利便性向上や消費喚起に向け、地区の商業機能の中軸である大型店や交通結節点を結ぶ周回バスの運行は有益である。	
123-2	事業名 清水エスパルスホームゲームシャトルバス運行事業【再掲】 内容 清水エスパルスホームゲーム開催時に静岡地区～スタジアム（日本平）～清水地区を結ぶシャトルバスの運行 実施時期 H21～	しづてつジャストライン株式会社	中軸施策「“清水のタカラ・チカラ”の積極活用」に位置付けられた事業である。 2地区一体的な活性化を推進するためには、地域資源を活用し、2地区の回遊・連携を図ることが求められる。静岡市のホームタウンチーム・清水エスパルスのホームゲーム開催時に、静岡地区～スタジアム（日本平）～清水地区をシャトルバスで繋ぎ、アウエイチームサポーター（市外からの来街者）を含め、1万人を超える観戦者が2地区間を回遊し得る事業を推進することは有用である。	